



最高裁秘書第4549号

平成29年11月10日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書不開示通知書

3月21日付け（同月22日受付，最高裁秘書第1271号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

司法研修所が作成に関与したtwitterアカウントの一覧が書いてある文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

